

【酸素及び窒素の価格の一部を改正する告示（案）】

◎酸素及び窒素の価格（平成二年厚生省告示第四十一号）（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
1・2	(略)	
3	<p>酸素の単価は、当該年度の前年の一月一日から十二月三十一日までに当該保険医療機関が購入した酸素の対価（平成二十五年一月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該対価に百五分の百八を乗じて得た額の一円未満の端数を四捨五入した額）を当該酸素の摂氏三十五度、一気圧における容積（単位 リットル）で除して得た額の一錢未満の端数を四捨五入した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合における単価は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該年度の前年において酸素の購入実績がない場合又は第二号に規定する保険医療機関について特別の事情がある場合にあっては、別に定めるところによる。</p> <p>一次号に定める地域以外の地域に所在する保険医療機関における酸素の単価</p> <p>イ 及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額</p> <p>イ 液体酸素の単価 (1) 及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額</p> <p>(1) 定置式液化酸素貯槽（C E）に係る酸素の単価 ○・一九円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。）</p> <p>(2) 可搬式液化酸素容器（L G C）に係る酸素の単価 ○・三一円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。）</p> <p>ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価 (1) 及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額</p> <p>(1) 大型ボンベに係る酸素の単価 ○・四一円（単位 リットル</p>	<p>酸素の単価は、当該年度の前年の一月一日から十二月三十一日までに当該保険医療機関が購入した酸素の対価を当該酸素の摂氏三十五度、一気圧における容積（単位 リットル）で除して得た額の一錢未満の端数を四捨五入した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合における単価は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該年度の前年において酸素の購入実績がない場合又は第二号に規定する保険医療機関について特別の事情がある場合にあっては、別に定めるところによる。</p> <p>一次号に定める地域以外の地域に所在する保険医療機関における酸素の単価</p> <p>イ 及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額</p> <p>イ 液体酸素の単価 (1) 及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額</p> <p>(1) 定置式液化酸素貯槽（C E）に係る酸素の単価 ○・一八円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。）</p> <p>(2) 可搬式液化酸素容器（L G C）に係る酸素の単価 ○・三〇円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。）</p> <p>ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価 (1) 及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額</p> <p>(1) 大型ボンベに係る酸素の単価 ○・四〇円（単位 リットル</p>

(2) ル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。

二 (2) 小型ポンベに係る酸素の単価 二・三一円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。）

二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第一百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域に所在する保険医療機関における酸素の単価

イ 及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ 液体酸素の単価 (1) 及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 定置式液化酸素貯槽（C E）に係る酸素の単価 ○・二八円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とす

(2) 可搬式液化酸素容器（L G C）に係る酸素の単価 ○・四六円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とす

）

ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価 (1) 及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 大型ポンベに係る酸素の単価 ○・六二円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。）

(2) 小型ポンベに係る酸素の単価 三・〇九円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。）

(2) ル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。

二 (2) 小型ポンベに係る酸素の単価 二・二五円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。）

二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第一百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域に所在する保険医療機関における酸素の単価

イ 及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ 液体酸素の単価 (1) 及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 定置式液化酸素貯槽（C E）に係る酸素の単価 ○・二七円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とす

(2) 可搬式液化酸素容器（L G C）に係る酸素の単価 ○・四五円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とす

）

ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価 (1) 及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 大型ポンベに係る酸素の単価 ○・六〇円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。）

(2) 小型ポンベに係る酸素の単価 三・〇〇円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。）

ル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。

二 (2) 小型ポンベに係る酸素の単価 二・二五円（単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。）